

改正

平成23年3月25日告示第47号

深谷市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子化の進行に対応するため、深谷市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の推進に関して必要となるべき措置について協議するため、深谷市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画の進捗状況等を把握し、次年度以降の取組に反映すべき事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関し、必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て支援に関する活動をしている市民団体に属する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 関係団体に所属する者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、行動計画の推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日告示第47号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。